

(参考) 家計基準の確認方法について【予約採用】

家計基準は、親権者等の「認定所得金額(ア)」が、**別表2の収入基準額以下**であること。

「認定所得金額(ア)」は、次の1～2により算出してください。

(別表2)

世帯人員	収入基準額
1人	129万円
2人	206万円
3人	238万円
4人	257万円
5人	276万円
6人	293万円
7人	307万円

※以降1人14万円を加算

- 1 親権者等(父・母、後見人)の各人ごとに、所得の種類(給与所得、給与所得以外)ごとに、**所得金額(イ)**を、次の算式で計算してください。

①給与所得の場合

$$\text{所得金額(イ)} = \text{所得証明書の給与収入金額} - \text{別表3の控除額}$$

(=年間収入金額(A))

前年の源泉徴収票の「支払金額」に一致しますので所得証明書入手前に御確認ください。

(別表3)

年間収入金額(A)	控除額(B)
329万円以下	Aと同額
330～400万円	A×0.2+263万円
401～878万円	A×0.3+223万円
879万円以上	486万円(一律)

②給与所得以外の場合

$$\text{所得金額(イ)} = \text{所得証明書の合計所得金額}$$

前年の収入から必要経費を差し引いた金額です。前年分の確定申告書の「所得金額の合計」に一致しますので所得証明書入手前に御確認ください。

- 2 次に、上記1で計算した親権者等全員の「**所得金額(イ)**」をすべて合計した金額から、**別表1の特別控除額**を差し引いて、「認定所得金額(ア)」を求めてください。

$$\text{認定所得金額(ア)} = \text{親権者等の「所得金額(イ)」の合計} - \text{別表1の特別控除額}$$

(別表1)

世帯の状況	特別控除額	
就学者(本人)	19万円	
就学者のいる世帯(1人につき)	小学校	9万円
	中学校	17万円
	高校	19～54万円
	高専	28～88万円
	大学等	67～159万円
専修学校	7～123万円	
母子・父子世帯	49万円	
障害者がいる世帯	1人につき 99万円	
親権者等別居世帯	年間特別支出金額(上限71万円)	
長期療養者の世帯、火災等被災世帯	年間特別支出金額	

※高校以降の控除額は、公立と私立、自宅通学と自宅外通学で異なります。※右の表を参照のこと。

高校以降の控除額		自宅通学	自宅外通学
高校	国公立	19万円	41万円
	私立	33	54
高専	1～3年	28	50
	4、5年	40	62
大学、大学院	国公立	67	116
	私立	111	159
専修学校	高等課程	7	18
	専門課程	25	71
校	私立	79	123

(注) 所得証明書の収入金額では家計基準に該当しない場合でも、所得証明書の対象期間後に再就職などで収入が減少した場合には、減少後の収入(年額換算)で判定しますので、事前に事業団へ御相談ください。

※この場合、申立書(理由、申請前1年間分または家計急変後から申請時点までの月別収入金額、今後の見込みなどを様式に記入)の提出か、給与収入の場合は給与等支払証明書の提出を求めることになります。